



第6章 新しいつながり・ 絆でひらく、 連携と協働の まちづくり

第1節 参画と協働によるまちづくりの推進

第2節 地域活動の活性化・活動支援

第3節 若者が参画するまちづくりの推進

第4節 人権の尊重

第5節 国際交流の推進

第6節 男女共同参画社会の推進

第6章

新しいつながり・絆でひろく、 連携と協働のまちづくり

第1節 参画と協働によるまちづくりの推進



現状と課題

これからのまちづくりは、町民と行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、共に考え、行動していく協働型のまちづくりが重要です。公共サービスは主に行政が担うという考え方ではなく、福祉をはじめ、教育や環境保全など、多様な分野においては、地域の創意工夫や町民の主体的な取組みが求められています。

本町では、自治会など地縁組織を中心として防災や防犯などの地域活動が活発に行われています。福祉の分野では、社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティア活動が展開されていますが、ボランティア団体やNPO法人などが自立的・継続的に活動できる環境が必要になっています。

町民のまちづくり参画の機会としては、各種計画や事業の検討段階において町民意識調査を行い、パブリックコメントを実施しています。また、町民の声を町政に反映させていくため、各種審議会などにおける参画機会の拡大を図っています。さらに、行政計画を着実に進め、計画に基づき実施された事業の進捗状況や成果を的確に把握するとともに、これらを町民に公表することにより行政の説明責任を果たしていくことも必要となっています。

本町の広報については、「広報永平寺」の発行、ホームページ、ケーブルテレビ、フェイスブックなどの媒体を活用して町政情報をお知らせしています。

広聴については、町長みずから町民と語り合う「すまいるミーティング」や「町政懇談会」の開催、身近なグループ集会への職員の参加など、対話による情報共有と相互理解に努めています。今後も、多様な分野における情報を分かりやすく提供し、町民が積極的に町政へ参加・参画しやすい環境の構築を図る必要があります。

施策の展開

(1) 町民参画の促進

町民が主体となって取り組むまちづくり計画や自治会と連携してまちづくりを進める地区振興連絡協議会の設立について支援し、まちづくりに対する町民の意識を高めるとともに、町民と行政相互の適切な役割分担と連携を図ります。

町民との協働によるまちづくりを進め町民の声を町政に反映させていくため、計画策定時における町民意識調査やパブリックコメント制度の充実、各種審議会などにおける参画機会の拡大を図ります。

- パブリックコメント制度の充実
- 地区振興連絡協議会の設立、支援
- 町民意識調査の実施
- 各種計画立案への参画機会の拡大
- 町民や各種団体等からの意見・要望を的確に把握

(2) 広聴活動の充実

行政と町民情報の共有化を図るため、すまいるミーティングの開催や町民意識調査、パブリックコメントなど広聴活動を充実します。

- すまいるミーティングなど広聴活動の拡充

(3) 情報発信・情報公開の充実

より多くの町民が情報を得ることができるよう広報紙やホームページの内容を充実させます。また、年齢や地域性などによる情報格差に配慮しながら多様な媒体を活用した広報機能の充実を図ります。

個人情報の保護に十分配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努め、説明責任の徹底を図り、開かれた町政の実現に努めます。

町民が知りたい情報についての的確な提供方法を把握するとともに、情報提供の際には視覚的な工夫などを通じ、町民視点に立った分かりやすい情報提供を行います。

- 広報紙、ホームページ、フェイスブックなどの掲載内容の充実
- 情報公開制度の適切な運用
- 的確な情報提供の実施

◆目標指標◆

指標の内容	当初値（H28）	実績値（R3）	目標値（R8）
まちづくりにおける町民参画への取組みに関する町民満足度	42.5%	48.0%	50.0%

第2節 地域活動の活性化・活動支援



現状と課題

人口減少と少子高齢化の進行など、町民生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、多様化・複雑化する地域課題を解決するためには、行政のみならず、町民や自治会をはじめとする地域の活動主体が連携し、地域主体のまちづくりを進める必要があります。本町は、89区の自治会単位からなり、地区公民館や集落センターにおいて、自治会活動や地域福祉活動などが積極的に行われています。

令和3年（2021年）2月に新永平寺町誕生から15年目を迎えましたが、コロナ禍の影響により地域活動や交流などを自粛せざるを得ないこともあり、アフターコロナを見据え、さらに団結の意識を高揚していくことが求められています。共通目標、行動でさらに統一された地域の発展につなげ、まちの伝統を受け継ぎ、守り、未来に向けて育てていくことが重要です。

今後は、観光、産業、教育、福祉に共通する地域課題や目的により、自治体間連携や異業種連携を促進し、多分野における交流ネットワークを構築する必要があります。

施策の展開

（1）地域交流活動の推進

まちづくりに関する様々な情報の共有化を推進し、多様な主体との協働・連携により、ネットワークの強化を図ります。また、地域おこし協力隊によるまちづくりを支援するほか、地域のまちづくり活動を担う人材を育成するとともに、まちづくり研修会などを通じた活動のきっかけづくりを推進します。

さらに、NPO法人、ボランティア団体など、町民が行う主体的なまちづくりに対する支援のほか、地区住民が自治会や地域福祉活動の拠点として活用している施設の改修等に対して支援を行います。

町民と行政のみならず、産官学金労言をはじめとする多様な主体間の協働・連携によりネットワークを構築し、広域連携事業や異業種間連携イベント、各種施策を展開していきます。

- まちづくりの協働体制の強化
- 地域活動施設への支援
- 地域おこし協力隊によるまちづくり事業の推進
- 広域連携や異業種連携イベントの開催

◆目標指標◆

指標の内容	当初値（H27）	実績値（R3）	目標値（R8）
わがまち夢プラン助成件数	2件	1件	5件
地域おこし協力隊員数 （採用延べ人数）	3名	4名	5名



第3節 若者が参画するまちづくりの推進



現状と課題

本町には、福井大学医学部、福井県立大学、各種専門学校が立地する、地域的な特徴があります。平成27年（2015年）7月に福井県立大学生を対象に行ったアンケートの結果から、卒業後の学生の地元定着率は低く、若者・学生と町との接点が少ない状況にあります。若者が「住みたい」「住み続けたい」と考える町になるためには、若者の意見を聞き、若者自身がまちの魅力を生み出せる環境が必要です。

大学や各種専門学校との相互協力によるまちづくりが、活力の増大と本町の特色作りには重要です。平成26年（2014年）に福井大学と、平成28年（2016年）には福井県立大学と包括連携協定を締結し、両者が有する知的・人的・物的資源の有効活用を進めています。

この地域の特性を活用し、地域経済の活性化をさらに高めていくよう産官学の連携により、外部資源を有効に活用した研究開発が期待されます。

施策の展開

（1）若者・学生のまちづくりへの支援

若者・学生が参加、企画した、魅力を生み出すまちづくりを支援し、将来の永平寺町を担っていく若者層が主体的にまちづくりに参画し、活躍できる環境づくりを推進します。

学生や若者が、地域活動やまちづくりに興味を持つことができるよう、町民と交流できる場や参画できる機会づくりに取り組みます。

- 若者・学生まちづくり条例に基づくまちづくり事業の推進
- 地域活動やまちづくりに関する情報の提供
- 若者・学生が交流できる場の確保

◆目標指標◆

指標の内容	当初値（H27）	実績値（R3）	目標値（R8）
若者・学生参画による まちづくりフォーラムの開催	—	15回	15回

第4節 人権の尊重



現状と課題

情報化や国際化など社会が急激な変化にさらされる中、インターネット上の人権侵害をはじめ、DV（ドメスティックバイオレンス）や児童・高齢者への虐待、性別・国籍・年齢・障がいの有無などによる人権問題が関心を集めています。多様な人権問題を解決・解消していくためには、一人ひとりの個性と多様性を尊重し、差別や偏見のない地域社会づくりを進めていく必要があります。

施策の展開

（1）人権教育・啓発活動の推進

町に住む人はもちろん、訪れる人すべてが尊重される地域づくりのために、学校教育・社会教育における人権教育、町民や事業所などへの啓発活動とともに、関係機関や団体と連携して人権尊重の取組みを推進します。

- 人権相談、人権尊重に関する学習や啓発、広報活動の充実
- 共生社会の推進



第5節 国際交流の推進



現状と課題

近年、交通・通信手段などの飛躍的な発達に伴い、国境を越えた人やものの移動、情報の瞬時の伝達が可能となり、町民生活や経済活動などあらゆる場面で国際化が進展しています。

こうした町民生活を取り巻く国際化の時代を背景として、本町では、町内各小中学校でALT（外国語指導助手）を配置し、英語の授業などを通して国際化時代に対応できる児童・生徒の育成に努めています。また、町民のグループによる町内在住外国人との情報交換会も開催されています。

一方、外国人には語学講座の講師を依頼していますが、町民と交流する機会としては少ない状況です。行政情報や生活に関わる様々な情報の多言語化、相談窓口の設置など、在住外国人が住みやすい環境を整えることも必要です。

今後、町民の国際理解を深めるための文化や習慣に対する学習機会の拡大や支援施策の充実、地域レベルでの国際交流の推進など幅広い施策の展開が必要です。

施策の展開

（1）国際交流の推進

外国人とのふれ合いの機会の創出や外国の歴史・文化・風習の理解を深める教育の充実を図ります。

中国との友好交流都市「張家港市」との行政交流や青少年の異文化体験を通し、町民の国際感覚の醸成を図ります。

- 留学生との交流事業の実施
- 国際人養成事業（日本文化に精通し、外国語を使える人材育成）の実施

（2）多文化共生の推進

外国人と町民が互いに文化的背景の違いを認め合い、尊重しながら、共に地域社会を豊かなものにする多文化共生を推進します。また、外国人相談窓口の設置や多言語による行政情報の提供などに取り組み、ともに地域づくりの担い手となるよう町民の交流の機会を確保します。

- 外国人相談窓口の設置や行政情報の提供
- 町内在住外国人との交流

◆目標指標◆

指標の内容	当初値（H28）	実績値（R3）	目標値（R8）
国際性豊かな人づくりへの取組みに関する町民満足度	28.2%	28.2%	40.0%



第6節 男女共同参画社会の推進



現状と課題

豊かな社会を築いていくためには男女がお互いに責任を持ちながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを進めていく必要があります。

近年、男女共同参画社会への理解は広まりつつありますが、家事や子育てなど性別による固定的な役割分担意識が解消されていません。このため、それぞれの状況に応じて取組みを工夫しながら、真の男女共同参画社会の推進が求められます。

本町の男女共同参画をめぐる状況は、様々な取組みにより一定の進展がみられるものの、固定的な性別役割分担意識がいまだ存在するなど、男女共同参画社会の実現のためには、まだ解決すべき課題が残されているのが現状です。このような状況を踏まえて、本町では、国の「第5次男女共同参画基本計画」や新たに策定した「第三次えいへい男女共同参画計画」に基づき、本町の男女共同参画を一層推進するとともに、誰もがその個性を尊重され、自身の指向や能力に応じて社会で活躍し、安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

施策の展開

(1) 共に生きる意識づくり

男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、「えいへい男女共同参画計画」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進します。

家庭や地域において男女共同参画が推進されるよう、学校教育や生涯学習の場、地域活動の場などを通じて教育・啓発を行います。また、男女共同参画に関する住民の自発的な活動と連携し、その活動を支援します。

- 家庭・地域での慣習の見直しと意識改革
- ジェンダー平等教育・学習の推進

(2) あらゆる分野で活躍できる環境づくり

住民のワークライフバランスが実現されるよう、保育・介護支援策の充実を図るとともに、事業者等と連携し、職場におけるワークライフバランスを推進します。また、行政や企業などで男女共同参画の視点に立った雇用・就業環境の改善を図ります。

- 仕事と家庭の両立支援

●行政・企業における職場環境づくり

(3) 安心して暮らせる社会づくり

性別を問わず、すべての住民が生涯を通じて心身共に健康な日々を送れるよう、性別や性自認のあり方などを含め、多様な価値観を尊重する気運の醸成を推進するとともに、生活困窮など問題を抱えている人への支援の充実を図ります。

また、DVをはじめとするあらゆる暴力の根絶へ向け、暴力防止のための取組みを推進するとともに、被害者に対する相談・支援体制の強化を図ります。

- 多様性を尊重する環境の整備
- あらゆる暴力の根絶

(4) 推進体制づくり

本町の男女共同参画を推進するために、住民の自発的な活動との連携強化や、住民の現状や意見の調査・分析を行います。

- 施策推進体制の整備
- 町民・関係機関等との協力・連携の強化

◆目標指標◆

指標の内容	当初値（H28）	実績値（R3）	目標値（R8）
男性の家事に取り組む協働率	57.0%	49.2%	60.0%





LGBTQについての講演会



共家事（ともかじ）スイーツ作り



交流会WAKAMACHI